

千葉市新港学校給食センター整備事業における 債務負担行為の設定について

平成 20 年度第 1 回定例会にて平成 20 年度予算として「本事業において想定する事業期間を通じた事業契約金額の総額」として「8,888 百万円」を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為として設定することが承認されました。

ただし、この額は、消費税及び地方消費税の額を除いたものであり、入札予定価格の目安となるものです。

問い合わせ先

保健体育課

TEL : 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 4 5

FAX : 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 8 2